

平成27年度前期（第3期）官民協働海外留学支援制度  
～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～  
応募要項（学生用）

1. 主旨

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、我が国の学生の海外留学促進のために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集します。（公募用 ウェブサイト <https://tobitate.jasso.go.jp/> を適宜参照ください）

2. 応募資格

募集要項の第9項「派遣留学生の要件」を参照してください

3. 出願方法

(1) 提出書類及び提出方法：

【大学を通してJASSOに提出】

① 平成27年度後期（第3期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1）

※様式は、各自で上記ウェブサイトよりダウンロードしてください。

※原本1部（紙媒体）とExcelデータ（電子媒体）をそれぞれ提出してください。

※紙媒体は全てA4サイズに統一して作成してください。

※電子媒体に関しては、ファイル名は「申請コース番号+応募者氏名」としてください（ファイル名例：「①京都太郎」）。様式の変更、項目の追加や削除、順番の変更等は一切行わず（ただし留学計画書（様式1）項目5は様式自由）、一つのExcelファイルのまま提出してください。

※入力パソコンを使用し、日本語で表記してください。写真は印刷後にのり付けしてもよいが、できればExcelデータに貼り付けてください。

※紙媒体・電子媒体の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。

② 留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

※申請時段階で既に用意できている場合のみ添付し、用意できない場合は留学先機関と折衝を行っていることを証明できる文書等を提出してください（様式自由）。日本語、英語以外の言語で記載されている場合は、機関名や受け入れ期間等、受入れ許可に係る部分に日本語の訳文をつけてください。

③ 語学能力証明書の写し

※留学計画書（様式1）の「語学能力試験、資格等の点数・結果」に記入した内容を証明できるものを提出してください。

④住民票記載事項証明書と所得証明書（源泉徴収票）または（非）課税証明書の写し

※学部生の場合：家計支持者（保護者）の住民票記載事項証明書と所得証明書（源泉徴収票）又は（非）課税証明書の写しを提出してください（家計支持者の全員分を提出すること）。

※大学院生の場合：本人の住民票記載事項証明書と所得証明書（源泉徴収票）又は（非）課税証明書の写しを提出してください。所得が無い場合も、それを証明できる書類を提出してください。（例：京都市では所得証明書又は課税証明書のいずれかの様式で、所得がないこと、市・府民税が課税されていないことを証明している）

⑤家計基準に係る家族状況確認票（指定の様式 学部生用・大学院生用別）

※該当者のみ提出する書類がありますので、確認票に従ってください。

※他の奨学金との併願・併給については、募集要項9. を参照のこと。

※様式は所属学部、研究科等より入手してください。

**※記入内容及び提出書類に虚偽があった場合は、全て取消となります。**

(2)提出先：所属学部、研究科等の教務担当掛

(3)提出締切：所属学部・研究科等の窓口で確認すること